

1. 国際宅配便の輸入通関

以前クーリエで輸入していたものを、業務拡大などにより産業貨物としての一般通関に切り替えると、商品内容の問い合わせや商品カタログの要求などが度重なることがあり、荷主は対応の変化に困惑することがある。クーリエと産業貨物では取り扱いの種類やロットが異なるため、両者が全く同じ審査方法をとるのは困難であるが、本邦内での販売を目的とした輸入貨物の通関については、クーリエ、産業貨物ともに同様の審査基準とし、より公平で適切な監視・審査機能を強化するよう求めたい。

【回答】

税関においては、輸送形態等に関わらず、輸入貨物については、必要な審査、検査を行っているところで、適正な通関の確保に努めている。

2. NACCS更改に伴う法人番号取扱運用の改善

マイナンバー制度導入により、IDA入力画面における輸出入者符号の入力については、JASTPROコード・税関発給コードから法人番号に移行されたが、包括保険、リアルタイム口座振替・口座登録などの業務については引き続きJASTPROコードが必要である。これらの業務は輸出入申告において主要な工程となっているため、実質的にはJASTPROコードも併存して管理しなければならない状況となっている。マイナンバー制度における法人番号とは、確実な納税に向けて一元管理していくという導入当初の目的もあることから、趣旨に則り法人番号への完全移行化に向けたスケジュール、現状の課題を明らかにされたい。

【回答】

法人番号、一昨年秋のNACCSの更改から導入されたけれども、最初は民間の利用者の方も、実際システムの都合から、前のコードを引き続き使うというお話と、あとNACCSも更改時になると、システム面でも運用面でも、いろいろ混乱、トラブルがあり、最初は既存のコードと法人番号を両方使えるようにという形にして運用してまいりました。更改から1年半ぐらい経ち、システムもおかげさまで順調に稼働しており、法人番号のほうも徐々にではあるが、浸透してきているという状況もあり。そもそもいろんなコードを、複数のコードを管理・運用していくというのは、法人番号のご要望の中にもありましたとおり、本来の姿じゃないということは、重々わかっており、法人番号で何でもできるようにとい

うのは、考えとしてはあるが、システム対応するとなると、いろいろ手を入れるところが多く、NACCSの大きく手を入れるタイミング対応をしていきたいと考えており、今度、ハードウェアの入れ換えというのが、NACCSのほうでありますので、そういったタイミングを踏まえて対応していく方向で検討していきたい。

3. 通関書類の電子送信業務におけるファイル容量制限の見直しについて業務の効率化に向けたファイル容量の拡大について

2017年10月の法令改正により義務化となった通関書類の電子送信については、添付ファイル容量が1ファイルあたり1MBから3MBに変更になったため、ファイルの分割、再スキャンといった工程は減少し、業務負荷は軽減されつつある。一方で、3MBを超えるファイルに関しては、依然としてファイル分割を行うなどの工程が必要であり、MSX導入の趣旨である「通関書類提出の迅速化、合理化」に向けた妨げとなっている。引き続き1ファイルあたりの容量を最低10MBに拡大するなど双方の業務効率化に向け取り組まれない。

【回答】

最初1MBから始まって、3MBに上げたけれども、ただ、3MBであっても、添付ファイル分割するようなケースもあると聞いており、現状でいいとは思ってはいないが、こちら大きいファイルが一度にきますと、処理に負荷がかかって、他のNACCSの業務に影響が出たりとか、回線のほうも増速したりとか、ハードウェアも大きいなものに取り換えなければいけないというのがあり、ここもなかなか一朝一夕にできるようなものではないことは、ご理解していただきたいですが、ただ、お手数をおかけしているのは、十分認識しており、こちらについても、引き続き検討してまいりたい。

【質疑・応答】

【質問】先ほど言われていた順次ということで、ハードの入れ換えに合せてということなんですけれども、最終的なゴールというのか、その辺はある程度、目標は置いておられるんですか。

【回答】

法人番号のほうですかね。

【質問】 はい。

【回答】

そうですね。2年後なんですね、ハードウェアの入れ換えというのが。できればそこで法人番号で口座とか使えるようにしたいなとは思っているんですけど、ただ、ジャストプロのコードも、引き続き使いたいという方がいらっしゃるんですよ。そういう人を無視してスパッと切るというのは、かえってよろしくないのではないかというふうに考えておりました、だから、引き続き使いたい方は使えるようにしておかないと、まずいのかなとは思っていて、ただ、法人番号だけでやりたいという方、もちろんニーズあると思いますので、それはそれで対応していくと。そういう形になるのかなとは思っています。

【質問】 関税局のほうの国際観光旅客税についてというのは、何か。

【回答】

3月の際にもお伝えはさせていただいたかと思うんですけど、一応関税局といいますが、国交省のほうで主に担当しているということで、そちらからのご回答ということで、ご案内はしていたかと。

【意見】 実際、いろいろ調べてみると、やっぱり税の取り方というか、まちまちであったりとかしていて、非常に利用者の方が、不便に思っている。やっぱりLCCとかそういうところでは、何かポイントで還元するとか、手数料が千いくらとか、出国料をはるかに超えているので、結局出国していないのに、そこを払っているような感じになっているという現実があるものですから、確かに観光庁さんあたりでも話をしたんですけど、やっぱり税ということであると、財務省のほうでないですか。こういう問題があるんだなということで、そういうご認識をして頂きたい。旅行者からやっぱり言われるのは旅行業者だったり、そういうところを取り次ぎしているところに苦情が来たりするものですから、その辺の明確なところがあると、われわれも答えやすいというところはあるんですけど、そういう問題を抱えているということです。

【質問】 海外から来られる方はいつの時点で出国税というのは払われるのか。

【回答】

基本的には大きな航空会社とかで航空券買って出国される方は、航空券買う際입니다。

【質問】 そうですよ。そうすると海外で航空券を往復購入したときに、海外の航空会社が日本に納税される。

海外だと割と空港に納税カウンターがあってというシステム、結構見受けるんですけど、そんなことは日本には難しいのかな。

【回答】

それ以外の納税カウンター、おそらく消費税とか還付などをやるような……

【要望】 特別な形で申告される方で出国税、要は航空会社でチケット、搭乗券もらったとき、その後に出国するまでの間に、税金納税カウンターがあってという仕組みなんだろうなと思うんだけど、よその国では。そんなことがあると、今言っているような問題が解消されるのかといった、これもさっきちょっと、内輪話で、雑談していたんですけど、いずれにしても、何かの理由で出国できなくなると後始末が、方法がまちまちもので、少し混乱しているような実態ありますので。できれば、それが財務省かどうか別にして、解消できれば、ありがたいかなと思います。

【関 税 局】

1. 国際観光旅客税における取消時の払戻について

本年1月7日より国際観光旅客税が徴収されることとなった。一部のLCCでは航空券を購入、支払後に取消を行った場合、国際観光旅客税の払戻では、航空券種別による払戻不可または払戻手数料の設定など、事業者毎に規定を設けている。国際観光旅客税法では「日本から出国する旅客」から徴収すると定められているが、法の主旨に照らして、税金払戻での事業者による取扱判断の可否について、国税当局の見解を明らかにされたい。

【回答】 (国土交通省管轄のため回答なし)